

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立千秀小学校
校長 富田 操

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することになりました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については今までと同じように実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために家庭訪問や学校からの電話連絡を行います。お子様の様子等ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

1年生 8：40～12：10

2～4年生 8：40～14：35

緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご承知の上、ご利用ください。

***緊急受け入れの申し込みについては、後日連絡いたします。**

- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの（教科書・ノートなど）、健康観察票を持たせてください。
- 昼食を持たせてください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

3 校庭開放実施日 5月11日（月）～5月29日（金）

1～3年生は 9：30～10：30

4～6年生は 10：40～11：40

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。できるだけマスクの着用をお願いします。

4 家庭訪問

お子さんの様子の確認と家庭での学習の受け渡しとして、以下の日程でご家庭を訪問させていただきます。訪問時、保護者の方がご不在でもかまいません。ドア越し・インターフォンでの対応を希望される場合はその旨、お伝えください。担任とお子さんが短時間でも話をしたいと考えています。

5月12日（火） 田谷・金井方面 13:00～16:00

13日（水） 小雀方面 //

14日（木） 長尾台方面 //

- ①家庭訪問の際に家庭での学習課題を配布いたします。同時に4月に学校で配布した課題をできる範囲でかまいませんのでご提出ください。お留守の場合には、課題を郵便受けに入れさせていただきます。
- ②家庭訪問を希望されない場合や児童・ご家庭に具合のすぐれない方がいる場合などは、学校にご連絡ください。
- ③学区外のお子さんについてもできる限り訪問したいと考えていますが、電話で様子をうかがうこともございます。
- ④緊急受け入れで登校している児童や校庭開放で学校に来た児童については、担任がいる場合には、その時に学校で簡単に話をして課題をお渡しいたします。（その際は家庭訪問は行いません）

5 教育相談について

- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡（電話851-6950）ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。また、学校カウンセラーによる相談もできますので、詳しくは家庭訪問の際にお配りするお知らせをご覧ください。（HPにも掲載いたします）

6 学習動画の配信について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってまいりましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

7 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いいたします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

8 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日決定次第お知らせします。学校や横浜市教育委員会 Web ページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。